

史料紹介 松江藩における長州戦争史料（2）

岡 宏三

本稿では、前稿に引き続き、楯縫郡猪目浦（出雲市猪目町）の与頭、飯島与九郎利起が記録した「長州御征伐被仰出取扱一途」後半、及び「見聞書」を翻刻し紹介する。

郡奉行所など松江藩庁から楯縫郡役所の下郡・与頭ら郡役人宛に出された通達書等を主に収録する「長州御征伐被仰出取扱一途」は、横半帳、表紙に元治元年子十月とあるが、実際に収録されている史料の日付は、二月一八日から一月一四日に及んでいる。すなわち、第一次の長州征討令が朝廷から発せられたのは七月二三日だが、与九郎はそれに遅つて長州藩や浪士らの取締、農兵の取扱等の達書も関連するものと考えて収録したようである。表紙の日付が一〇月であるのは、本稿にみるよう、実際に長州征討のため征討を命じられた諸藩に出陣が命じられたのがこの月であり、飯島与九郎も農兵を率いて松江城下に上ることが現実的になつたことから一連の達書を一冊にまとめ始めたものと推定される。また、本史料に出てくる日付の下限が一月一四日の達書であるのは、実際に与九郎が農兵とともに松江へ出発したのが同月七日であり、以降は松江滞在中の動向が記されている。

「見聞書」は、松江滯在中に見聞した事項を簡略に書き留め、末尾には同年一二一月一六日に再度松江に出向いた時以降の見聞若干を追記する。

この二つの史料の内、前者では、第一次長州征討令に伴つて徵發されることになった楯縫郡の農兵（史料内では郷夫と記されている）の村別人数が記されているのみならず、与九郎が松江に率いた平田町の農兵については、農兵の名前、居住町内、松江における寄宿先まで記録されていて貴重である。

楯縫郡東林木村（出雲市東林木町）園山貞造が、幕末に庄屋を勤めた祖父増市が

残した文書類を基に編纂した『鳶巣村歴史資料』（一八九八年。古代出雲歴史博物館所蔵）には、「其郷夫ト云ヘルハ、凡ソ郡民ニシテ十五才ヨリ六十才迄ノモノ、一家ニ数人アリトモ、夙ニ等シク鬪ヲ引キ、当鬪者ハ十日間見込ヲ以テ交代シツ、出夫スルナリ（略）却説郷夫出発ノ夜トナレバ、（此村ニテハ重ニ夜中ノ集合ト定ム）庄屋処、即我家ニ年寄役疾クヨリ集リ、竹貝ヲ吹キ鳴ラシ、郷夫ノ集来ヲ催カセハ、東ヨリ西ヨリ南ヨリ郷夫共（此時郷夫ハ蓑笠ヲ着シ、飯骨柳ニ食物ヲ入レテ体シ）、左モ哀レゲニ歩ヲ致シ、杖ツケル老親、子ヲ抱ケル妻ナドニラレテ見送集リ来リ、悲声果テハ啼号ノ裡ニ松江ヲ指シテ出ツ、慘然言フ許リナシ、郷夫ニハ肝煎或ハ才料ト名ツケタル郷夫頭之ヲ率キ、庄屋之ニ附添ヒテ進ムナリ、才料、組親ハ一刀ヲ帶シ、まぬきヲ腰ニ差シ、灯燈ヲ携ヘ、庄屋ハ總監トナリ、陣羽織ニ陣笠ヲ着シ、一刀ヲ帶シ、高張ヲ掲ケ、村名ヲ記シタル幟ヲ持チテ前駆セシム、頓テ松江城下ニ着スルヤ、既定ノ宿屋ニ宿シ、出陣ノ日ヲ待ツナリ」とある。二百年來聞きもしなかつた戦争に直面することになり、飯島ら農兵たちは相当な緊張状態に陥つたと考えられる。

ところがいざ松江に到着してみると、楯縫郡のみならず諸郡から続々と農兵が集結していくにもかかわらず、いつまで経ても出陣発令の様子がなかつた。「風聞記」によれば、はじめて城下に出てきた農兵も少なくなく、「三十人五十人連れ、異風形ニ而通行」する彼等に「小供や犬大迷惑」という、珍妙な光景がみられたという。このため松江に出向いた諸郡の郡役人、村役人らは一月一一日、一二日にかけ寄り合い、一旦在所へ引取る願書を出すべきかどうかをめぐり協議した。しかしこれは「軍御目付様御逗留中、右様之歎願ハ不宜ともニ者無御座哉」という意見も

あり、破談となつた。結局いつ解兵の命令が出たのかは明らかではないが、同月一六日、禁門の変で兵を率いて上京した福原越後ら三家老の首が、翌月五日には毛利敬親・元徳父子からの謝罪書が長州藩から幕府側に示されており、それから間もなく解兵となつたのだろう。

さて、こうした一連の記録を残した飯島与九郎は、別途様々なものを書写、また書写されたものを入手している。その多くは軍記などの読み物等であるが、なかにはまた、①松江藩における明和の改革（御立派）を主導した家老・朝日郷保と、その改革の得失について問答体でまとめた「新政弁疑」があるかと思えば、②オランダ国王ウイレム二世から幕府に開国勧告書を送られたことにつき、筒井政憲が老中阿部正弘からの諮詢に答えて嘉永元年（一八四八）に提出した「海防上書」、③山鹿素水の「海備芻言」など海防論の書や、④文久三年（一八六三）から翌元治元年にいたる、岡山藩主池田茂政、鳥取藩主池田慶徳、津山藩主松平慶倫、薩摩藩らの上書や言上書、⑤元治元年（一八六四）から翌慶応元年にいたる、浜忠太郎（眞木保臣）、長州藩士入江九一らが老中や在京諸藩の留守居宛に提出した歎願書ほかを収録する「長藩士歎願書并討長御達書 数件写」など、ひろく幕末の政治に関する情報の書写本を入手していた。

幕末には、幕臣や藩士、庶民を問わず、政治や社会情勢に関わる情報が逐次収集記録することが珍しくなく、書き留められたそれらを総称して風説留などと呼ばれることがある。出雲においても風説留は存在しない訳ではないが、郡村役人らの情報収集の実態については調査が進んでいない。かつ県内において史料の目録化など調査が進められている範囲内では、郡役人以下、庶民が書き留めた資料に風説留に該当するものは、現在のところほとんど見当たらない。

このような背景を通して改めて飯島与九郎をとらえるならば、農兵の取立て、引率等を通じて長州討伐問題に関わらざるを得なかつた彼は、開国以降、西欧列強の日本進出に対する開港・海防問題、それによって生じた攘夷を核としたためまぐるし

く変動する政情の推移に関心を持たざるを得なかつたが、（いかなるルートによつてそれらを入手したのかは明らかではないが）前述のような資料を入手していることからすれば、松江藩の郡村役人のなかでも、とりわけ問題意識を持っていた人物だったといえよう。

凡例

- ・仮名遣いは原文通りとしたが、適宜読点を付し、旧字体は新字に改めた。また異体字・合字はできるだけ残すこととした。

- ・見セケチ、抹消部分は、当該文字の上に抹消線を引くことで表した。塗抹により判読出来ない箇所は■、抹消されていないが判読困難な文字や、破損・虫損箇所は□で表し、虫損等が著しい場合は〔 〕であらわした。

- ・文章上誤りと思われる文字の傍らには（ママ）を付した。

- ・割註は原則として「 」で当該部分を括った。

従京都御飛脚到来、長州御征伐ニ付諸軍持口江來月十一日着到可致旨、尤尾張大納言様ニ者、去ル十五日京都御発途、大坂江被相越、被致軍議、夫より西筋御出馬有之旨、於京都去ル十一日尾張様より御達有之由申来候、右ニ付而此方様ニも当月下旬御出馬可被遊御含之由被仰出候事

右之通被仰渡候条、御書付之趣得其意、村町浦江ハ郡役人ち為知可置候、以上
十月十八日 渡部文六

佐藤白藏殿

田中庫七殿

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

佐藤官藏

覚

一、上納米千俵

右、此度御操出し御入用兵糧米、前書之通り大急搗立可申旨ニ候条、水車屋ハ勿論、足搗等ニ而來廿五日六日迄ニ無間違搗立、其段可届出候、尤搗立候ハ、元之俵ニノ立繩メニシテ手堅く仕立置可申候、以上

十月廿日

渡部文六

下郡徳三郎殿

人足六拾弐人

但、十月朔日、神門郡古志村より宇賀村迄御長持々人、追々御荷物増ニ付増

人足とも

一、同式人

但、右同断ニ付、馬庭為市郎、岡本孫市荷物持人

一、同六拾六人

但同□右口字賀村より松江御武具方へ取越、追々御荷物増ニ付増人とも

一、同式人

但、右同断ニ付、馬庭為市郎、岡本孫市荷物持人

一、同夫式人

但、九月晦日、川下村ニ而大炮運立受取渡し、持運入用

一、人足拾人

但、同日、右同所より松江へ取越候ニ付、郡継を以

急申遣候、當節柄ニ付而ハ、急割賦等有之、其外御多用差添、定而御心配之儀、察入罷在候、然処及折檻候兩御藏入、漸は迄干□拾三表达入添候處、最早米拵ひ等相仕舞候時節ニ候間、此節得間合を、以□□割賦高皆済致候様手筋より頻ニ折檻有之候、平年□□□違ひ、於御藏も渡し方多く有之由ニ候處、此上頻ニ御操出し等有之、万其節ニ至御差問ニ相成候而ハ以外之儀ニ候条、此段御心得、村々嚴重御責立可被成丈ヶ急々皆納致候様御取斗可有之候、以上

十月四日

三嶋泰八郎

原与二兵衛

佐藤官藏

下郡徳三郎殿

林大四郎

追加、御操出し之場ニ相成候而ハ、諸郡共人別少しも可相□、左候へハ運送手廻し出来兼、彼是差間多く可相成候条、成丈ヶ当月中ニ入済候様御申付可有之候、以上

覚

渡部文六

与頭愛右衛門殿

人足六拾弐人

但、十月朔日、神門郡古志村より宇賀村迄御長持々人、追々御荷物増ニ付増

人足とも

一、同式人

但、右同断ニ付、馬庭為市郎、岡本孫市荷物持人

一、同六拾六人

但同□右口字賀村より松江御武具方へ取越、追々御荷物増ニ付増人とも

一、同式人

但、右同断ニ付、馬庭為市郎、岡本孫市荷物持人

一、同夫式人

但、九月晦日、川下村ニ而大炮運立受取渡し、持運入用

一、人足拾人

但、同日、右同所より松江へ取越候ニ付、郡継を以

右、御武器□大炮并附属之御道具御取越ニ相成、先達而受取候由為知申入候、以上

十月十八日

渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

田中庫七殿

去ル廿二日、大坂

下郡徳三郎殿

与頭与九郎殿

与頭愛右衛門殿

御城江長防討手之御方々重役共御呼出し、一同列席之上、尾張大納言様、松越前守様御出席、御軍議之上、兼而相達候通、来月十一日諸軍持口へ着到、同十八日を以攻懸り可申旨、前大納言様も被仰渡候、着到之地ハ左之通可相心得旨、御同人様も御達有之候段、大坂も申来候

攻口、長石境野坂口も

龜井隱岐守

右御城下へ屯集

松平右近将監

右青原横田益（田）津田迄

松平相模守

右三隅も太田辺迄

松平出羽守

右口田儀も松江迄

以上

十月十八日

渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

御廐御抱之者不足ニ付、今來年之所町家もの御小人ニ雇出候儀御差留ニ相成候、尤御小人憢なとハ是迄之通相心得候而宜敷由ニ候条、此段令承知、村々へも可申渡候、尤以上

十月廿四日

渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

右米子

右之通被仰渡候条、御書付之趣可得其意候、以上

十月廿八日

渡部文六

佐藤白藏殿

内藤弥左衛門殿

大嶋主殿殿

朝倉小源太殿

仰付候面々并

右、去月廿七日大坂御出立、当月六日二部、同七日安来御泊り、同八日昼出雲江ニ

而松江着之由

一、有馬遠江守殿、十月廿五日大坂御出立、当月八日安来江着之由

右之通り為御知有之候条、為知申入候、以上

十一月朔日

渡部文六

佐藤白藏殿

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

内

覚

一、人足三百九拾五人

御進発ニ付万石以上御供之面々、寛政・天保両度被仰出候領分田米糲、當時田有高

之分此度糧米為手當遣払候儀不苦候、尤詰戻り年限等之儀ハ、追而

御沙汰可有之旨江戸5申參候事

右之通被仰渡候条、御書付之趣可得其意候、以上

子十月廿九日

渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

与頭与九郎殿

出陣日限

十一月八日 一之先

同 九日 二之見
同 十日 遊軍

右之外御備、石州へ操込之模様ニ寄、追而御議定之旨為知申入候、以上

渡部文六

佐藤白藏殿

田中庫七殿

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

四拾四人	来五日出	大炮々術士百三拾五人
百五拾九人	同六日出	医師五人
百四人	同七日出	徒弐人
八拾八人	同八日出	兵糧方十人
		御武具方三人
		与力拾人
		御勘定方廿四人
		御旗小頭、御足輕 ^{ヤマ} 廿拾人
		歩兵七拾五人
		二ノ先 惣勢百九拾八人
		右ニ准し、別ニ御者頭、御使番も相懸り候へとも、別人数ニ而減
		三ノ手 是る意宇受
十一月朔日	渡部文六	遊軍 百人辻
		内
下郡徳三郎殿		御中老老人
与頭愛右衛門殿		御嫡子壱人
与頭与九郎殿		御使番三人
		御目付壱人
		御軍用方式人
		右筆壱人
		戰士炮術士四十人辻
		医師五人
		同徒十人
右筆物見役共三人		
御軍用方書役		
御目付壱人		
組外四人		
御番頭式人		
御家老壱人		
内		
一ノ先惣勢式百八拾六人辻		
諸家様御操出し着到之ヶ所、今日別紙之通り被仰渡候間、左之三備ハ人数近々操出し相成候由		

御勘定方十五人	与頭愛右衛門殿
小駄荷方式人	与頭与九郎殿
御武具方三人	
御旗小頭足輕三人	
右、庄原 宏道 来海迄	
右之通り御操出しニ相成候処、成丈ヶ手広き所へ屯集と相成候様との御主意ニ候条、	先陣 大橋筑後様
方かく、寺院并ニ人家辻取調、いつれ之所ニ而相詰メ候哉、出雲郡類役示合否、見込を付、来月朔日迄宿わり可申出候、以上	二ノ見 神谷源五郎様
十月廿八日 高橋善兵衛	遊軍 小田要人様
郡役人当テ	御本陣御旗本 乙部勝太郎様
廿九日、遊軍之分正兵相増被仰出	小荷駄 三谷権太夫様
御徒以下足輕迄八拾五人	後詰 太田幾五郎様
諸士下人、小人、御貸馬口付共 弐百七人	酒井造酒様
士列五十六人	右見聞書
人足賃 壱里	神門郡 <small>る</small> 伺書并御聞届写
駄賃毫里 四拾三人 式分	一筆致啓上候、不穢時節ニ相成候ニ付、去八月兼而帶刀御免被仰付候様御伺申上置、差図も被仰付候央、長州御征伐として頻ニ御操出し被為在、尚亦 公御役人様始、
此段令承知、道中駅町へ不洩様可申渡候、以上	他国 御大名様方、且諸國 <small>る</small> 御役人様方、諸事探索として御通行も御座候ニ付、願度々御伺不申上、向ニ寄帶刀ニ而罷出懸り仕度奉存候間、此段御届申上候、宜被仰
十月廿九日 渡部文六	上可被下候、恐惶謹言
下郡徳三郎殿	旅籠朝夕賄昼弁當仕出し共、一日分式百八拾文ツ、
右之通津山、因州様、有馬殿共同様被下候、無差別駅宿ニ而相對受取可申旨ニ候条、	郡方四人様々へ
此度御操出し御用ニ付、	□ ^公 役人衆始、他藩之者共數々 <small>可</small> 通行いたし候ニ付、其節ニ帶刀ニ而懸引いたし度旨、

<p style="text-align: right;">内</p> <table border="0"> <tr><td>四人</td><td>出来須</td></tr> <tr><td>九人</td><td>西代</td></tr> <tr><td>七人</td><td>西之郷</td></tr> <tr><td>九人</td><td>本庄</td></tr> <tr><td>拾四人</td><td>岡田</td></tr> <tr><td>拾九人</td><td>東福</td></tr> <tr><td>六人</td><td>久多見</td></tr> <tr><td>八人</td><td>野石谷</td></tr> <tr><td>拾壹人</td><td>灘分</td></tr> </table>	四人	出来須	九人	西代	七人	西之郷	九人	本庄	拾四人	岡田	拾九人	東福	六人	久多見	八人	野石谷	拾壹人	灘分	<p style="text-align: right;">外、組親四人</p> <table border="0"> <tr><td>町、上ヶ分、奥宇賀、東郷</td><td>メ四ヶ村</td><td>タモト人</td></tr> </table>	町、上ヶ分、奥宇賀、東郷	メ四ヶ村	タモト人	<p style="text-align: right;">外、組親四人</p> <table border="0"> <tr><td>町、上ヶ分、奥宇賀、東郷</td><td>メ四ヶ村</td><td>タモト人</td></tr> </table>	町、上ヶ分、奥宇賀、東郷	メ四ヶ村	タモト人
四人	出来須																									
九人	西代																									
七人	西之郷																									
九人	本庄																									
拾四人	岡田																									
拾九人	東福																									
六人	久多見																									
八人	野石谷																									
拾壹人	灘分																									
町、上ヶ分、奥宇賀、東郷	メ四ヶ村	タモト人																								
町、上ヶ分、奥宇賀、東郷	メ四ヶ村	タモト人																								
<p style="text-align: right;">内</p> <table border="0"> <tr><td>八拾八人</td><td>外、組親四人</td></tr> <tr><td>七人</td><td>鳴、西代、岡田、東福</td></tr> <tr><td>六人</td><td>メ四ヶ村</td></tr> <tr><td>三人</td><td>タモト人</td></tr> <tr><td>三拾四人</td><td>宛</td></tr> <tr><td>武拾八人</td><td></td></tr> <tr><td>拾人</td><td></td></tr> </table>	八拾八人	外、組親四人	七人	鳴、西代、岡田、東福	六人	メ四ヶ村	三人	タモト人	三拾四人	宛	武拾八人		拾人		<p style="text-align: right;">同八日操出し</p> <table border="0"> <tr><td>十ヶ村之内、村役人式人</td><td>与頭</td></tr> </table>	十ヶ村之内、村役人式人	与頭	<p style="text-align: right;">同八日操出し</p> <table border="0"> <tr><td>十一月二日</td><td>与頭</td></tr> <tr><td>右村町</td><td>下郡</td></tr> <tr><td>役人宛</td><td></td></tr> </table>	十一月二日	与頭	右村町	下郡	役人宛			
八拾八人	外、組親四人																									
七人	鳴、西代、岡田、東福																									
六人	メ四ヶ村																									
三人	タモト人																									
三拾四人	宛																									
武拾八人																										
拾人																										
十ヶ村之内、村役人式人	与頭																									
十一月二日	与頭																									
右村町	下郡																									
役人宛																										
<p style="text-align: right;">内</p> <table border="0"> <tr><td>東郷</td><td>追加、郡屋迄ハ一村切村役人中相添、御出可有之候、以上</td></tr> <tr><td>唐川</td><td></td></tr> <tr><td>別所</td><td></td></tr> <tr><td>平田町</td><td></td></tr> <tr><td>上ヶ分</td><td></td></tr> <tr><td>奥宇賀</td><td></td></tr> </table>	東郷	追加、郡屋迄ハ一村切村役人中相添、御出可有之候、以上	唐川		別所		平田町		上ヶ分		奥宇賀		<p style="text-align: right;">此方様御操出し入用飼葉十口手当之儀、追々申談置候処、右者郷中口馬食料之手當も無之候而ハ相成間敷、御用ニ差出候分當時大数、何程位可有之哉、郡中取束ね、員數急々可申出候、以上</p>	<p style="text-align: right;">上</p> <table border="0"> <tr><td>十一月三日</td><td>渡部文六</td></tr> <tr><td>郡三人宛</td><td></td></tr> </table>	十一月三日	渡部文六	郡三人宛									
東郷	追加、郡屋迄ハ一村切村役人中相添、御出可有之候、以上																									
唐川																										
別所																										
平田町																										
上ヶ分																										
奥宇賀																										
十一月三日	渡部文六																									
郡三人宛																										

右、此度郷夫御操出しニ付、別紙之通致割賦候条、追々申談置候通り足装束いたし、蓑笠、食骨柳式ツ身蓋へ兵糧相詰、組親ハまねきを立、来ル五日八日迄之内、前書日限ニハ村役人中郷夫召連、組親相添、朝六ツ時迄ニ郡家へ相揃、夫ち順々松江堂形へ相集候様、尤与頭之内壱人致出府候条、万々伺合御取斗可有之候、且時ニカ庄屋差向候儀も難斗候条、年寄中申合、何時ニ而も出府相成候様御覺悟可有之候、何様此度ハ太切之御用向ニ候条、少々不快たりとも押而御勤可有之候、為其直ハヤヨ以如此ニ候、以

其郡搗立米、四斗表二相揃候様、此中申談置候得共、是迄搗立申談置候分八、其併三而宣敷由、尤右搗米高正味何程元俵二入、欠米何表、々ニ付何程与申儀、尚堅繩入ニいたし候事哉、兩様之趣急々可申出候、以上

追加、此後搗立米被仰付候ハヽ、白米三斗入豎繩入ニ仕立置込可申談旨ニ候条、此段令承知、可取斗候、以上

十一月三日 渡部文六

渡部文六

郡三人宛

御操出し入用兵糧米搗立申談置候分、搗仕舞次第二元之俵ニ入置候様申談置候処、俵

尤搗滅之儀八白米惣俵數点檢之上取都詰置可申候、以上

十一月朔日

郡人宛

(二丁分余白)

其郡搗立米之内七百五拾俵、此度嶋根郡加賀浦ニおもて蒸氣船ニ御積入御議定ニ候
条、早々御軍艦方伺合、積方之儀可取斗候、以上

郡三人

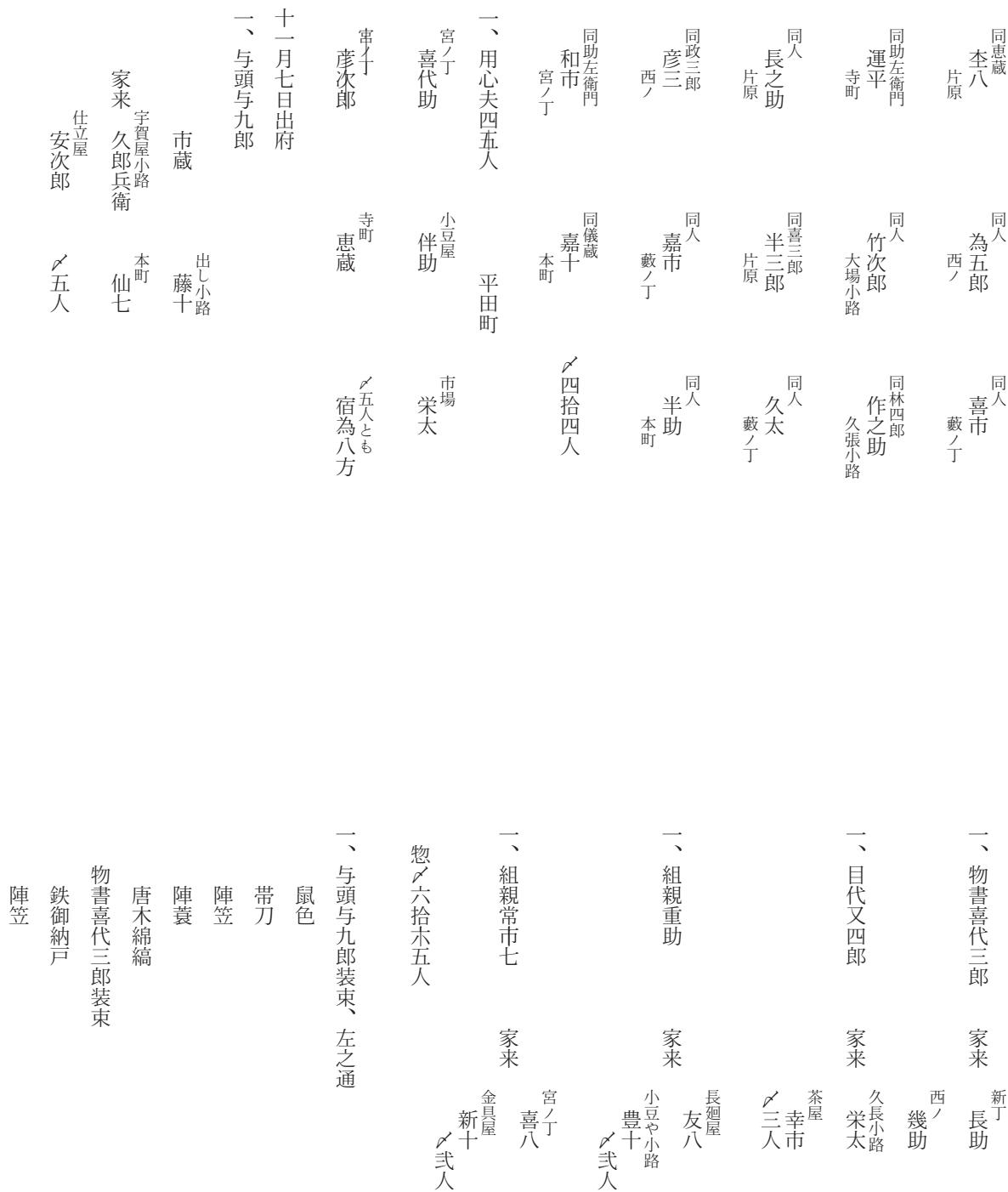
渡部

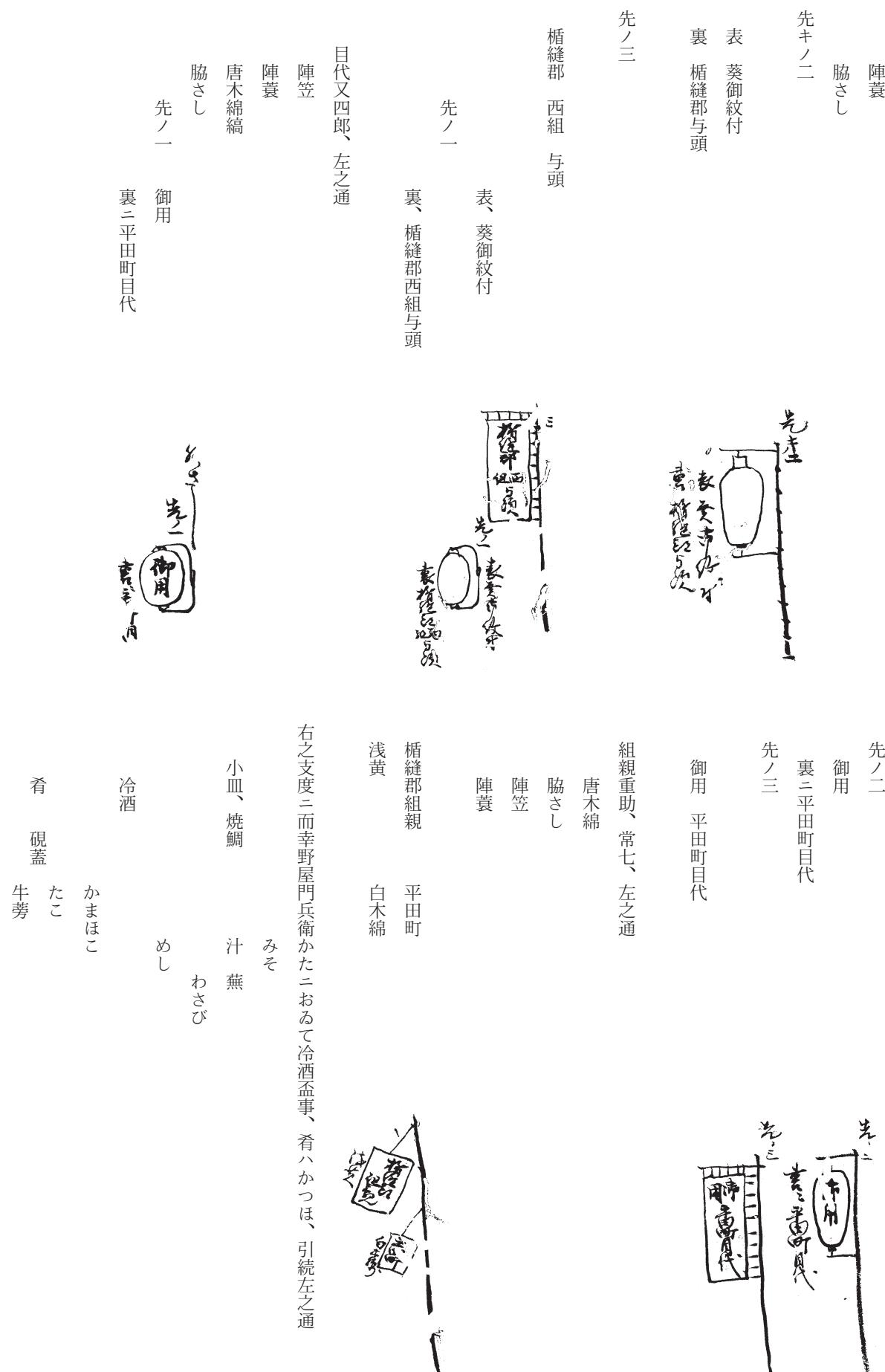
追加、嶋根郡与頭之内、加賀浦二而立会可令取引旨申談置候条、左様可相心得候
以上

十一月七日、郷夫操出し高
一、四拾四人

平田町







かんひやう

□□罷出候事

鉢 燒たたい
作り身

看 鰯節、引替ニ左之通

右孟事相仕舞、十一月十七日朝四ツ時頃郡家江罷出、往来者改佐藤白藏殿、下郡

徳三郎、与頭愛右衛門、目代又四郎、組親重助、常七、物書喜代三郎、冷酒孟事、

看鰯節、引替ニ左之通

御酒

看

右之通孟事仕舞候否、右人数召連、七日雇四ツ半頃郡家出立、秋鹿町福嶋屋与申、

御茶屋ニ而右郷夫并町役人杯江酒一盃宛為呑候、肴ハ豆腐斗り、此入料左之通

一、銀札三拾四匁

喜代三郎出し

代四貫九百六拾四文

同人出し

一、銀札壹匁

嫁江祝儀として遣

一、同壹匁

茶碗破レ候ニ付 代錢とシテ遣

メ式拾三貫六匁

代五貫式百五拾六文

右茶屋七ツ時頃出立、浜佐田村万願寺辺ニ而夜ニ入、同村年寄方ニ而丁ちんニ火ヲ付、堂形江罷出候所、郡宿為八迎ニ罷出候ニ付、同人江問合候上、郷夫之者八片原町式拾六□□相渡候

附、組親重助、常七、郡宿為八三人ハ、先々江

一、翌八日、出府人数可書出旨、左之通申来候

以手紙得御意候、此度御操出しニ付岡府罷在候庄屋・年寄何人、組親何人、平ら郷夫何人与申儀、夜具手配入用ニ候間、大急御取調、御申出可被成候、以上

十一月八日

渡部喜重

与頭与九郎様

一、郷夫四拾四人

覚

内式人肝煎 平田町

一、同用心夫四人

内式人肝煎

メ四拾八人

外ニ

与頭与九郎

家米五人

目代又四郎

家米三人

組親式人

家米四人

物書老人

メ拾七人

惣メ六拾五人

右出府罷在候人数、如此御座候、以上

子十一月

楯縫郡

右之通横巻敷^(番)ニ相認、ハツ屋時与九郎、喜代三郎、市藏三人御役場江持參、与九郎

カ元メ中ヘ相渡候、夫カ何角見聞として白瀬辺江罷出候

一、九日、郡方受口四人并神門^(番)元メ式番式人メ六人方ヘ何角伺として罷出候

但、左之通相勤候

切手三斤

渡部喜重殿

渡部專重殿

田中周助殿

野津武三殿

成瀬長平殿

神門方元メ

同 三匁

同 二番

木村藏一殿

同 三匁

同 二番

同 一匁

清左衛門

千太郎

榮五郎

源四郎

肝煎

勇藏

清左衛門

利平

千太郎

元助

榮五郎

元助

清左衛門

利平

千太郎

元助

榮五郎

元助

清左衛門

元助

神門 不參

与頭孫三郎

庄屋健市

出雲郡

与頭金右衛門

物書泰藏

能儀郡

庄屋伝兵衛

大原

庄屋保藏

飯石郡

与頭万四郎

庄屋

右与頭四人示合之上、名代不残へ示合之儀有之、罷出候様との事ゆへ、次之間へ一統罷越候処、与頭俊左衛門ら被申候ニハ、此度郷夫 御操出ニ付去ル五日ち人夫召連出府罷在候得共、未た御日限も不被仰出、仍仁多郡ハ一ト先引取候様被仰付度旨御役場へ伺合候処、諸郡一同之願立ニ不相成而ハ不宜との事ニ付、諸郡連名ニして願書状相認候間、見合異候様、尚名代中、思惑筋無如在可申出旨被申候ニ付、名代より軍御目付様御逗留中右様之歎願ハ不宜ともニ者無御座哉、尔し名代之儀、罷帰候而可申上与申出候ニ付、引払ニ相成候

翌十二日、出雲郡々宿へ寄合、人数左之通

仁多郡

与頭俊左衛門

鳴根郡

庄屋彦右衛門

下郡勘十郎

物書善七

神門郡

与頭四郎蔵

与頭佐十郎

物書惣市

意宇郡

与頭忠兵衛

庄屋泰三郎

秋鹿郡

上、代三百五十文

目方四百め

一、干梅 モモ 代四文五分
仁多、飯石、神門三郡山中
一、同毫ツ 代三文五分
神門原手筋、大原、意宇、能儀、楯縫、出雲、鳴根、秋鹿
一、味噌壺升

右人数寄合、相談有之候得共、人夫引取候様歎願ハ破談相成候、尤左之通示合有之候得共、是逆も碇与致候訛ニハ無之候

<p>下、代式百五拾文</p> <p>一、わらし</p> <p>一、馬沓壹揃</p> <p>一、そぶり</p> <p>一、松明竹之分壹挺</p> <p>代三拾文</p> <p>一、苧から壹挺</p> <p>一、□や</p> <p>一、千草十貫め</p> <p>一、千葉十貫め</p> <p>一、糠四斗入</p>	<p>代拾七文</p> <p>上四十文</p> <p>下三十文</p> <p>代廿四文</p> <p>長サ五尺、廻り八寸</p> <p>代十五文</p> <p>代七百五拾文</p> <p>代九百文</p> <p>代三貫四百文</p>	<p>但包もの入り、当用之分</p> <p>金式朱</p> <p>十五日</p> <p>金壹歩式朱</p> <p>重助渡</p>	<p>同夜</p> <p>銀札拾八匁</p> <p>為八江渡し</p> <p>同人同断</p>
<p>金壹兩二替</p> <p>此所江 銀札四拾九匁</p> <p>山札正銀</p>	<p>ヲ以受取</p>		
<p>十四日朝</p> <p>十三日夜</p> <p>同三匁</p> <p>同人渡し</p> <p>為八渡し</p>			
<p>(一丁分余白)</p> <p>松平相模守様より兵糧白米五百表、味噌桶四挺二、上乗田中伝吉与申者乗組、去ル五 日船二而馬渕江入込、平田町ニ而運送、夫より陸地石州へ通抜候條、持運ひ入用人夫</p>			

等之儀願出候ハ、駅継無差支手合差出し、人足壱人壱里貳拾壱文六分、馬者壱里四拾三文貳分宛御用貨受取候様可申付候、以上

十一月八日 渡部

郡三人宛

一筆致啓上候、松平相模守様より兵糧白米五百表、味噌桶四挺ニ、上乗田中伝吉与申者乗組、去ル五日船ニ而馬渦江入込、平田町へ運送、夫ち陸地石州へ通抜候間、持運ひ入用人夫等之儀願出候ハ、駅継無差支手合差出、人足壱人壱里廿壱文六分、馬ハ壱里四拾三文貳分宛御用貨受取候様御紙上之趣、奉得其意候、昨八日夕かた兵

糧手当とノ白米五斗入五百表辻、大豆四拾表積受、船數艘ヲ以平田町江着舟、上乗とノ兵糧方両人乗組、町役人方へ罷出申候、当所ら今市町迄人馬ヲ以運送致し呉候様申出候土付ニまかせ、早速一人馬手配遣候、尤御法賃錢ハ右両人より所束候而町役人方江受取候而、運送可致旨申付置候、右之趣御届為可申上、如此御座候、宜敷被仰上可被下候、恐惶謹言

十一月九日

郡三人

佐藤

郡方四人宛

見聞書

（慶應元年十一月）

七日六つ半時出府

一、八日五つ時、殿様権現社へ御参詣、拝ミ仕候、湯仕候
一、八つ時分ニ御役場へ自分、喜代三同道

一、来ル十八九日頃、御出馬之様子ニ相聞ヘ
一、明九日、軍御目附御出御繰込ニ相成候趣

一、八日、権現御社三宝かさり、御奉行所より御仕

てりかつを

鬼のまめ

こんぶ五枚

勝栗

のし十式枚辻

〆

一、八日弥御出陣御出勤と申事ニ御座候○

一、八日、七つ時分、出雲郡与頭金右衛門、郷夫三十壱人召連出府

一、当國ハ因州御操込後ニ御出陣ニ相成候趣○

一、軍御目附様御宿ハ中町ニ而、○、

伊予屋

三日位御逗留、

一、権現代宮家ニ而

御出陣之花生ケとの儀被仰出、鳴屋久平生け候、尤梅花をさし候よし、帰り而咲と申心得ニ而さす

一、軍御目附、八日晚安來泊り、九日出雲江御屋○、

一、白瀬辺郷夫宿不取扱仕候ニ付、御呵受候事○

一、能儀郡郷夫酒呑、庄屋評判不宜趣○、

一、出雲郷の安国寺へ三河守様御詣○、

一、即刻町年寄、昼夜廻番○、

一、御兩人どぶる、少し

一、諸郡る郷夫操出しニ相成、松府ハ專一賑ニ相成居候、しかし松江初而之ものも
数多事歟、大供や大大迷惑事御座候、三十人五十人連れ、異風形ニ而通行、珍
敷事御座候○

一、上方ニハまた御式人様御断有之趣評判仕候

一、軍目附様、九日七つ時分ニ御着、御迎ひ斎藤■右衛門様、陣羽織、陣笠、御馬
乗ニ而さへ配御出立、御先手廿人斗、切火なハニ而御供、其外御供數多ニ候○

大嶋主殿様

一、伊よや
朝倉小源太様

主殿様

一、大森
内藤隣右衛門様

一、山口
朝倉小源太様

森嘉

一、御家老様方御宿

一、佐藤御家來右同断

一、跡操出し候所、御役場ニ而御伺申候処、一向分り不申由、いつれ因州様御操込

後之事と相見へ申候、左候へハ、私とも、それハ逗留ニ相成候事と相見へ申候○

一、此方至而無事、戦國不似合候由被仰聞、御尤、手前しかし先方之心もしらす自
分ほれ与申候儀位之事御座候、是も又左も有事と奉存候

此中ハ江戸人等數多入込

一、町中賑々敷事御座候、夜分も別而賑々敷御座候、勿論摺下とも不撰事、五つ過

候而ハ是へも手ニ入写し候、おかしき時■ニ至り申候て諸郡るも出かけ、逗留仕

り、何れも同然平、追々馴れ、平氣るも勇氣相増、少し小鍋の鉤ニ離れ、何とな
く勇氣相増、摺下の心も折々ハ出かけ仕候

一、郷夫共へ夜出などハ別而嚴敷申付置候間、御安心可被為成候、是小おとけハ

く是ハまた之事ニも候へとも御安心可成候○

一、楯縫畠□納、御代官所る嚴敷御折檻有之事

一、御添物數々頂戴御礼

一、御役場も実ニ御用多、昼夜御心配与相見へ申上候○

一、大目代、町年寄帶刀之儀、他国もの應対之節斗之事□相見へ申上候、尤異變之

節ハ町年寄も帶刀不苦との事ニ御座候

一、のほり印ニ大篆ニ而天興平と申文字を美敷書き候書有之候○

一、十二日、軍目附様御出立之積り、御大所

一、十三日、御一之手御操出しと申事

一、歩兵共へも十二日歟と相心得と申事ニ御座候

一、因州一手五百三十人辻、十日直江

一、同一の手十二日宍道泊り、八百人辻

佐藤

一、六百五十文
古状揃

一、四百六十文
錢袋、大小

一、拾七匁
珊瑚珠壱ツ

一、壱步武朱
□□□

一、八日九日十日不残
諸士様方御杯相済

一、さがの町松坂□ニ而

同十一日、荒嶋へ入込

一、有馬様御家來

一、三川様御家來も米子へ大分入込候歟

十一日

一、烟銀納嚴敷御折檻

一、西□□メ元割賦丈ケニ而もよし

十一日

一、諸家中様御召連方へ今日御杯

一、役代り申置候事

一、三河様雲上寺

一、有馬様□□□

一、飯石郷夫、ハ浜乃木ま能儀、横浜辺ニ逗留仕候処、鞋草を作り差出候

一、飯石郡カ私のはり寸尺相尋参り、再度使出候へ共、拝借申出候ニ付、無拠用立候、早速同様ニ拵候儀ニ御座候、昨日私横浜へ罷出候節、見ニ行仕候へハ、同所紺屋ニ地とカた粥ニ而留め御座候、仍隨分手本ニ仕候積ニ御座候

一、銘々カ村闇ニ而当り、村□□出夫仕候處、御闇

一、秋か郡ハ郷夫三十四人庄屋とも同様ニ出、御役場カ壱両■残り相返候歟との儀

御座候

一、出雲郡、被仰付役人書出し不仕候

一、何人□郷夫ふりかへ候事

一、先の大橋様、神谷様、十四日七百人、同五百人

いまた不相分

一、軍御目附様、陣羽織十四日迄出来、かご右同断

メ

一、御殿様御名代三谷八郎様、二十兩位三つ、三両ツ、三つ

一、歩兵へ十日頃ニ壱両、昨日武両御渡しニ相成候

さめいこの■

一、木佐や元貞老へ伺合仕候処、いまた五七日ニハ出来■候

一、三河守様御先立、三十人斗荒嶋へ昨十一日操出ニ相成候趣

同十三日

一、同 赤ハん三升五合

一、軍御目附様三十七菜御饗応アサヒ

一、御野陣相成候へハ殿様長持二棹□□□二置敷其上ニ而

一、諸士様方寢机

一、其外藁三把、むしろ壱枚

十二月十六日出府

一、十六日朝日様御帰宅

一、十三日尾州公広嶋御出立と申事

一、正月六日御出鄉

一、当子油木寒何角取入候義、書出候事、地方様ニ而御折檻

一、御出郷、御内々同六日被仰出

一、先日関東方、浪人些騒動仕候趣